

保護者 各位

糸満市立学校給食センター
所長 金城 浩
(公印省略)

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症に伴う 1 月分の給食費の取り扱いについて (通知)

平素より、給食センターの運営につきましては、格別のご理解ご協力賜り感謝申し上げます。さて、みだしのことについて、下記の通り取り扱う事になりましたので通知いたします。今後、下記の内容に変更がある際は、別途通知することを申し添えます。

記

1. 原因

新型コロナウイルス感染症の急激な拡大による臨時休業を余儀なくされた 1 月分の給食費について

2. 対応について

- (1) 1 月分の給食費については既に入金されていることから 2 月分の給食費を徴収せず 1 月分の給食費を 2 月分に振り替えます。
(小学校=4,300 円 中学校=4,800 円)
- (2) 3 月分の給食費を 2 月に徴収する予定でしたが、今回は 3 月に徴収しますのでご了承願います。

3. 内 訳

- (1) 令和 4 年 1 月 11 日 (火) ~ 28 日 (金) の臨時休業分
 - (2) 令和 4 年 1 月 31 日 (月) の欠食分
 - (3) 令和 4 年 1 月 6 日 (木) (6/7~6/18) の振替分
 - (4) 令和 4 年 1 月 7 日 (金) (8/25 分) の欠食分
- ※令和 3 年 10 月 25 日付け糸教給第 64 号で通知した欠食分 (8/25 分) については返金する予定でしたが令和 4 年 1 月 7 日 (金) の給食への振替にいたします。
上記 (1) ~ (4) にすることで実質 1 月分は欠食になることから徴収しません。

【ご協力をお願い】

今回の新型コロナウイルス感染症により、児童生徒のなかには、発熱や感染、濃厚接触、不安等、様々な理由による出席停止等による欠食があります。しかし、給食の提供については大量発注 (約 7,000 食) であることから、個々による急なキャンセルへの対応が厳しい状況であります。給食センター運営に関する規定では、通常個人に対して病気や事故等、5 日以上連続 (休日を除く) で欠食する場合に限り、原則として 6 日目以降分から返還対象としております。しかし、今回、糸満市として保護者の経済的負担軽減を目的に「糸満市新型コロナウイルス感染防止対策等に関する緊急支援事業」として市内の児童生徒を対象に、令和 3 年 12 月 (1ヶ月分) の給食費を支援しました。

今後ともご理解・ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】 糸満市立学校給食センター
TEL 994-5800 担当者 仲間